

国立市手数料徴収条例の一部改正について

第1 改正内容

- 1 年度末から年度初めにかけての繁忙期における市民課窓口の混雑を緩和するため、令和8年3月1日から同年6月30日までの間、住民票、印鑑登録証明書、課税（非課税）証明書及び戸籍全部（個人）事項証明書について、コンビニエンスストアに設置された多機能端末機を利用して交付を受ける場合の手数料を、200円（※）から10円に引き下げる。
 - 2 「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」の一部改正に伴い、本条例で引用している同法の条文番号に変更が生じたため、規定の整理を行う。
- ※ 戸籍全部（個人）事項証明書は、450円

第2 手数料の特例措置について

1 背景

令和6年度末の繁忙期には、市民課窓口が混雑し、長時間の待ち時間が発生したことで来庁者にご不便をおかけしたほか、異動手続に関する各部署でも連日時間外勤務を要する状況となった。

特に3月31日には、転入手続の来庁者の待ち時間が最大で240分以上に及び、同月中もおおむね90分以上、早くても60分、混雑時には120分を超える待ち時間が生じていた。

2 想定される効果

- ① 他の自治体の同様の取組では、多機能端末機による証明書交付件数が前年同月比で約1.4～1.5倍に増加している。
- ② これを本市の実績に当てはめて試算すると、特例措置の期間中、市民課窓口での証明書等の交付事務は月当たり約1,000～1,400件程度軽減される見込みである。

- ③ 特に3月から4月にかけては、多機能端末機による証明書等の交付件数が約2,700件増加すると見込まれることから、1件あたりの窓口対応時間を10分とすると、約450時間分の窓口対応時間が削減される計算となる。これは、3月及び4月の開庁日ベースで平均すると、1日あたり約7.4時間の削減効果に相当する。
- ④ 市民課における対応時間の短縮により、異動手続に関する他の部署においても時間外勤務の削減が期待される。主な該当部署は、保険年金課、児童青少年課・保育幼児教育推進課・子育て支援課、教育総務課、高齢者支援課及びしうがいしや支援課
- ⑤ 課税課窓口においても、令和8年度当初課税後の証明発行が始まる6月に、300～400件程度の証明書交付事務の軽減が見込まれる。

3 関連経費

合計 2,214千円 (歳出増: 759千円、歳入減: 1,455千円)

- ・ 価格設定変更手数料 352千円
- ・ 発行経費増 (想定増加発行数×107円) 407千円
- ・ 手数料減収分 (前年度発行実績数×手数料差額) 1,455千円

第3 施行期日

- 1 手数料の特例措置（第1の1に関する改正） 令和8年3月1日
 - 2 法改正に伴う規定の整理（第1の2に関する改正）（※）
 - ① 公布日
 - ② 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日
- ※ 本条例で引用している「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」の条文番号が、同法の一部改正により二段階で変更されるため、これに対応して施行する。